

第4回 荒川区障がい者総合プラン策定委員会 次第

令和6年1月18日(木)午後3時～
サンパール荒川4階 第2.3集会室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 パブリックコメントの実施結果及び障がい者総合プラン(案)について
 - 資料1 パブリックコメントの実施結果
 - 資料2 障がい者総合プラン(案)
 - 資料3 障がい者総合プラン(案)概要版
- 4 今後の予定
- 5 閉会

参考資料

- 参考資料1 第3回策定委員会における各委員の主なご意見
参考資料2 第3回障がい者総合プラン策定委員会議事録

【今後の予定】

- 令和6年2月1日(木) : 福祉・区民生活委員会へ最終案の報告
3月末 : 障がい者総合プラン発行

パブリックコメントの実施結果

資料1

(1) 募集期間

令和5年12月11日(月)～令和5年12月25日(月) 15日間

(2) 実施方法

荒川区障がい者総合プラン(素案)を区役所障害者福祉課及び情報提供コーナーにおいて閲覧に供するとともに、荒川区ホームページに掲載しました。また、令和5年12月11日発行のあらかわ区報でパブリックコメントを周知しました。

(3) 意見提出数

22人(46件)

(4) 意見の概要及び意見に対する区の考え方

計画への反映(:新たに記載・修正 / :既に記載 / :意見・要望として拝受)

	分野	意見の概要	区の考え方	記載ページ	
1	総合	対象について、難病の方やその他の日常生活や社会生活に制限のある方も対象になっていることが大事なことだと思ふ。	本プランにおいては、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、難病、高次脳機能障がい、その他心身の機能の障がいにより、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある方(18歳未満の子どもを含む)、並びに障害児入所・通所支援等を利用している子ども、並びに恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である方(18歳以上の方を含む)等を対象としております。	P5	○
2		障がい者総合プランは、基本理念に基づく基本目標及び基本方針1から5の重点施策以外についても、目標達成となるよう目指してほしい。	本プランを着実に推進していくため、地域の関係機関から構成される「自立支援協議会」を活用し、本プランの施策等における進捗状況等を定期的に報告するとともに、その進捗状況の管理を行い、地域の関係機関との連携を図っていきます。	P7	○
3		障がい者実態調査については、アンケート回収率の低さが目立つため、少なくとも50%以上を目指し、計画に反映することが大事だと思ふ。	令和4年10月に身体障害者手帳所持者をはじめ、障がい種別等ごとの7区分に対して、「障がい者実態調査」を実施し、有効回収率が46.6%となっております。今後も、障がいのある方の意見を反映し、より計画とするため、障がい者実態調査の回収率の向上に努めていきます。	-	
4		策定趣旨の「住み慣れた地域で誰もがお互いに支えあふ」という部分では、非常に困難になってきている状況に思っている。一つに、障がい者の生活を支える事業所を確保する困難さが目立っている。子どもの医療的ケアも追加されたことも重要なことと評価したい。	サービスの利用を必要としている方へ適切な情報提供を行う必要があるほか、利用者の希望に応えられるよう、サービス量の確保を図る必要があります。重度訪問介護について、支援体制の充実を図るため、事業所の質の向上やサービスを行える事業所の確保に努めていきます。	P109	○
5	相談支援体制	福祉サービスを利用しておらず、情報収集の方法も分からない方がおり、そのような方のニーズを発見できるような機能が充実出来ると良い。 また、何でも相談ができ、相談を受けた機関が必要な機関へつなげられるような機能を持つ場所が様々な拠点に出来たら良い。	基幹相談支援センターを設置し、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の関係機関等のネットワークを構築するとともに、様々な障がいに係る相談に応じ、総合的な相談支援体制を整備しています。 また、様々な相談に対応するため、区の窓口やたんぼぼセンター、支援センターアゼリアなどいつでも相談できる体制を整備しています。	P84 ～ P86	○

	分野	意見の概要	区の考え方	記載ページ	
6		支援センターアゼリアや精神障害者相談支援事業所コンパスについて周知が図られていない。	支援センターアゼリアや精神障害者相談支援事業所コンパスでは、精神障がい者及びその家族等からの相談や必要な情報提供及び助言等を行う施設となります。 支援センターやコンパスの認知度向上に向け、さらに周知を行います。	P 8 4 ~ P 8 6	○
7		支援センターアゼリアは、精神障がい者にとって有益な場所であり、施設の老朽化が課題であることから、現在の建物に代わる建物を探すことや新築するなどの検討が必要ではないか。	精神障がい者の地域生活の支援の拠点となる支援センターアゼリアのより一層の安心・安全な運営を確保するため、建物の建替え等について検討を進めていきます。	P 8 4 ~ P 8 6	○
8		「重層的支援体制整備事業の検討」について、より効果的に協働できるよう、ケースに応じた役割分担や連携を調整できる場や機会を設けることについて検討を進めていただきたい。 (同様の意見が他に1件)	区の相談支援等の既存の体制を活かしつつ、地域住民の重層的・複合的な支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を行うため、重層的支援体制整備事業について、検討を進めていきます。	P 8 4 ~ P 8 6	○
9	成年後見制度の利用支援等	精神障がい者の親なき後の問題は切実になっている。成年後見制度などにも問題点があり、司法書士や家族信託などについても周知する必要がある。	区では、成年後見制度の普及啓発のため、パンフレットの作成や基幹相談支援センターによる権利擁護研修の実施などを行っています。 今後も成年後見制度の普及啓発を行いつつ、多様な制度について、利用者のニーズに沿った適切な周知に努めていきます。	P 9 0	
10		障がいのある方々の両親の高齢化が進んでおり、成年後見制度の問合せがある中、理解促進のための取り組みがこれからも必要であると考えます。	成年後見制度は、制度や利用方法が難しいことから、荒川区社会福祉協議会と連携を図り、制度のさらなる理解促進や利用する際の手続きの支援・費用の助成等に取り組んでいきます。	P 9 0	○
11	意思疎通支援	失語症の方や高次脳機能障害で失語を伴う方が支援者の派遣を望む声を多く聞くため、意思疎通支援事業における失語症向け意思疎通支援者派遣事業を開始していただければと思う。	障がいの有無に関わらず、全ての方が円滑なコミュニケーションを図り、その人らしく安心して暮らし続ける社会を実現することが重要となることから、失語症の方への支援の必要性も認識しております。 そのため、ニーズを把握に努め、失語症向けの意思疎通支援の実施等について研究してまいります。	—	
12		手話通訳者派遣事業について、在籍日が決まっているのは不便であるため、常に同じサービスを受けられるようにしてほしい。	障がいの有無によらず、自立した生活や社会参加を促進するためには、障がいの特性に応じたコミュニケーション支援が必要となります。ICTを活用した遠隔手話通訳等サービスなどを行っていますが、ICTを活用したコミュニケーション支援について、より一層障がい特性に応じた支援を研究していきます。	P 9 5 ~ P 9 7	○
13	差別解消	子どものみならず、教育者の方々にこそ、障がい当事者のことを理解していただく必要がある。	障がい者の差別解消に関するパンフレット等の配布や民間事業者等を対象とした差別解消講演会を行い、差別解消への取り組みを行っています。	P 9 9 P 1 0 0	
14		障がい者差別の解消のため、学齢期から、障がいに対する理解が深められるような取り組みを行うなど、啓発活動を積極的に実施してほしい。	また、関係機関との連携を図りながら、小中学生や教員等に向けた普及啓発にも取り組んでいきます。		

	分野	意見の概要	区の考え方	記載ページ	
15	施設整備	スクラムあらかわを退所後に荒川区内ではなく地方に入所するケースが出てきており、住み慣れた街あらかわで住み続けられるように、重度障がい者を受け入れるグループホームの確保の推進が必要だと思う。(同様の意見が他に9件)	障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障がい者グループホーム等施設整備事業やグループホーム設置促進事業の制度周知等を行うほか、課題である建設用地の確保についても公共用地の活用を積極的に検討するなど、重度障がい者を受け入れるグループホームの確保を進めていきます。	P101 P102	○
16		区の生活介護施設において、一人一人に合った施設を選んでいただきたいが、現状空いている施設に入るという形になっていると感じるため、生活介護施設を増やしてほしい。	障がい者グループホーム等施設整備事業の制度周知等を行い、区内の生活介護施設の誘致を図り、重度障がい者の日中活動の場の確保を進めていきます。また、特別支援学校の卒業生の動向等を見ながら、指定管理の生活介護施設の定員の拡大を検討していきます。	P118	○
17		病児保育のような施設の設置をしてほしい。	区で実施している、短期入所や緊急一時保護事業など障害福祉サービスにおいては、感染症などにより、当該サービスを利用できない場合もありますが、一時的に家庭で介護ができない場合に介護者に代わって介護を行っております。	—	
18		強度行動障がいや医療的ケアが必要な方の長期で入所できるところが少ないのではないかと感じるため、区内にもそのような施設があったら良いと思う	強度行動障がいや医療的ケアが必要な方が安心して利用できる施設は重要であると認識しております。 強度行動障がいの方の支援ニーズの把握や医療的ケア児等支援協議会における支援策の検討を行うとともに、障がい者グループホーム等施設整備事業の制度周知等を行うほか、公共用地の活用を積極的に検討するなど、重度障がい者を受け入れるグループホームの確保を進めていきます。	P84 ~ P86 P101 P102 P116 P117	○
19	在宅系サービス等	荒川区障がい者総合プランについて、障がいのある子どもたちとその家族への経済的支援制度の改善を図るため、現行の所得制限の撤廃又は補装具費支給制度の補助の増額を要望する。	区の障がい者福祉施策については、住み慣れた地域で誰もがお互いに支え合い、その人らしく安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指して、様々な障害福祉サービスを実施しております。 所得状況に応じ、障害福祉サービスごとに所得制限や自己負担割合を設けていますが、国においても所得制限撤廃等の動きがあることから、区としても状況を注視してまいります。	—	
20		荒川ばん座位体操は非常に生活に取り入れやすく、これからも多くの方々に知っていただきたい体操だと思う。	荒川ばん座位体操は、ひとりでも多くの方が取り組めるよう、座った体勢で行える体操であるため、障がい者等の健康維持・健康管理の意識を高めるために重要な取り組みとなります。引き続き、養成研修やステップアップ研修等を通じて、リーダーの養成に取り組むとともに、様々な機会をとらえ体操の周知を進め、さらなる事業の活性化を図ります。	P107	○

	分野	意見の概要	区の考え方	記載ページ	
21	教育	ASDとADHDの特性は別々なものであり、普通級の人数増加・25人クラスへの移行などで教室数に限界があることから、特性に合わせた支援級の増設として、知的クラス・情緒クラス・支援教室の拡充が必要と考える。	知的障がい特別支援学級は、令和3年度に第三中学校に新設しており、特別支援教室は、令和4年度に小学校拠点校を8校へ、令和5年度に中学校拠点校を2校へ拡充しております。また障がいの有無に関わらず、社会的自立や社会参加に向けて個々の能力や個性を伸ばすインクルーシブ教育を推進するため、全小中学校に特別支援教育支援員等の配置も行っています。 今後も子どもたちが、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、特別支援学級等の適正配置と特別支援教育の質の向上に取り組んでいきます。	—	
22		「みらい」教室の拡充をしてほしい。	適応指導教室「みらい」においては、その設置目的を学校復帰支援としながらも、不登校傾向にある児童生徒への支援拡充を行うため、学習や集団活動等の居場所としての機能も有することとして、令和5年度からその運用方針を変更しております。 今後も不登校傾向にあるお子様一人ひとりに合わせた適切な支援を保護者の皆様に寄り添いながら充実させてまいります。	—	
23		環境・人的、荒川区全体の障害者支援を学校だけに任せるには難しいと考えることから、学校の先生だけに頼らず、たんぼセンター、子ども家庭総合センターに在籍の児童心理士が連携し、包括的に学校のサポートをしてほしい。	インクルージョン推進のため、荒川たんぼセンターの児童発達支援センター化を図りつつ、児童発達支援センターが、保育所等訪問支援の実施や保育所等の障がい児への支援の協力を行うなど、インクルージョン推進体制の中心となり、関係機関との連携体制の構築・強化を図ってまいります。	P114 P115	○
24		中学校にも障害児のための学童を設置してほしい。	区では、障がい者（児）日中一時支援事業や放課後等デイサービス等により、日中の居場所や療育の場の確保を行っております。引き続き、事業所の一定の質を確保しつつ、居場所の確保に努めていきます。	P112 P113	○
25	機能訓練	理学療法士や作業療法士からの視点での支援により、障がいのある方の自立度に効果があると考え、適切なアドバイスや支援を行える環境を望む。	高次脳機能障がいの方への支援については、障がいの特性により、支援内容が多様であることから、たんぼセンターにおいて、理学療法士や作業療法士などの様々な職種によるチームでの支援を行ってまいります。また、支援には専門性が求められるため、様々な研修を通じ、支援に関わる職員のさらなるスキルアップを図ってまいります。	P119	○
26	就労支援	障がいのある方が就労した後に仕事の相談や日常の話が気軽にできる場の拡充をしてほしい。	令和8年度までに、障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げとなるなど、雇用機会が拡大されます。このような状況を踏まえ、区においても、じょぶあらかわによる就労及び生活面での支援を行うとともに、就労移行支援や就労定着支援事業所などの関係機関との連携を強化し、障がい者の就労への支援体制の強化を図ってまいります。	P121 P122	○
27		区内の事業所において、新設される就労選択支援事業を実施し、福祉的就労から一般就労に移行するための、人材の育成、適正なアセスメント等を実施など、就労支援体制の強化が必要になると考えられる。	就労を希望する障がい者のニーズや社会状況に対応し、本人の希望や能力に沿った、よりきめ細かい支援を提供するため、新たな障害福祉サービスとして、「就労選択支援」が新設されます。就労選択支援のサービスを実施する事業所と関係機関との連携体制を構築し、さらなる就労支援の強化を図ります。	P121 P122	○

	分野	意見の概要	区の考え方	記載ページ	
28		区役所において障がい者を採用し、障がい者の雇用を増やすことはいかがか。	区では、これまでも「じょぶあらかわ」などと連携し、積極的に障がい者雇用に取り組んできました。 今後も周囲の丁寧なサポートや職場のバリアフリー化など、様々な側面からサポートを充実させ、障がいのある方々が安心して働ける環境を整えていきたいと考えています。	—	
29	社会参加	福祉タクシーの対象を手帳所持者全員に拡大してほしい。	福祉タクシー利用券交付事業については、外出困難な在宅の障害者に対し福祉タクシー利用券を交付することにより、障がい者の通院等による健康の維持、社会参加による生活圏の拡大等を支援することを目的としております。 今後、社会情勢の変化等を注視しつつ、事業の見直しを行ってまいります。	—	
30		難病患者の方の通院等における苦労など、移動手段のありようによって生活の質が全くことなる現状がある。交通機関等の利用支援、車の運転に関わる支援にご理解いただきたい。	区では、通院等による健康の維持や社会参加による生活圏の拡大等のため、福祉タクシー券の交付等を実施していますが、難病患者の通院時の費用負担等について課題があると認識しております。 今後、難病患者への支援の充実に向け、難病患者を対象とした通院支援を行います。	P 1 2 6	○
31		障がいのある方の作品の発表の場の拡大やゆいの森のさらなる活用をしてほしい。 (同様の意見が他に1件)	今後も、荒川たんぼぼセンターをはじめとする、障がい者関連施設等と連携し、ワークショップ等を通じて、創作等の文化芸術活動をさらに促進していきます。また、区内施設の利用者が作成した作品について、引き続き、区役所やゆいの森あらかわ等で展示を継続するとともに、東京都立大学荒川キャンパスなどの成果の発表の場の拡大に努め、作品を通じた交流・理解促進や障がい者が地域で自分らしく輝くための環境づくりに取り組んでいきます。	P 1 2 8 P 1 2 9	○
32		荒川区外で実施する障がい者作品展への出店や企画の補助金の検討をしてほしい。	文化芸術活動の充実は重要であると認識しております。 今後、障がいのある方の文化芸術活動を促進するため、どのような方法が効果的であるかを検討し、障がい者が地域で自分らしく輝くための環境づくりに取り組んでいきます。	—	
33	福祉人材の育成・確保	グループホーム運営支援の施策にある安定した運営や支援体制を確保するためには、人材の確保は必須となるため、これまで以上の補助金や運営費の補助が必要である。	区では、グループホームの安定的な運営を確保し、障がい者の自立した生活の促進を図るため、グループホームを運営する事業者に対し、運営費の補助を行っています。グループホームの運営事業者に対し運営費の補助を行う等、グループホームの安定的な運営や支援体制の確保をさらに進めてまいります。	P 1 0 3	○
34		障害者福祉に係る資格取得に関して、同行援護や重度訪問介護、強度行動障がい等について、資格取得しやすい環境整備のため、資格取得にかかる費用の全額または一部の資格取得支援金制度を作してほしい。 (同様の意見が他に1件)	ヘルパー等の障がい福祉人材の確保を図るためには、資格取得費用の助成などの検討は重要であると認識しております。 まずは、同行援護における資格取得費用の助成などを行い、資格が取得しやすい環境の整備を行っていきます。	P 1 2 5	

荒川区障がい者総合プラン(案)【概要版】

第1章 策定の概要(P.1～7)

策定趣旨

住み慣れた地域で誰もがお互いに支え合い、その人らしく安心して暮らし続けることができる「誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち あらかわ」の実現を目指し、国や東京都の動向等も踏まえながら、区における課題や今後の方向性を明確にすることで、障がいの有無に関わらず、安心して生活ができる地域づくりに向け施策の展開や推進を図ってまいります。

策定体制

障がい者団体や福祉・医療関係団体の代表、学識経験者等の意見を「荒川区障がい者総合プラン」に反映させるために、「荒川区障がい者総合プラン策定委員会」を設置し、内容に関する検討を行いました。

位置づけ・期間

計画名	計画期間	法的な位置付け	内容
荒川区障がい者総合プラン	荒川区障がい者プラン(第1～4章)	障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」	障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的考えと今後の方向性を定める計画
	荒川区障がい福祉計画(第5章)	障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」	障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項や必要な見込量などを定める計画
	荒川区障がい児福祉計画(第5章)	児童福祉法第33条の2に基づく「市町村障害児福祉計画」	障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項や必要な見込量などを定める計画

対象

身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、難病、高次脳機能障がい、その他心身の機能の障がいにより、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある方(18歳未満の子どもを含む)、障害児入所・通所支援等を利用している子ども、恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である方(18歳以上の方を含む)を対象とします。

推進に向けて

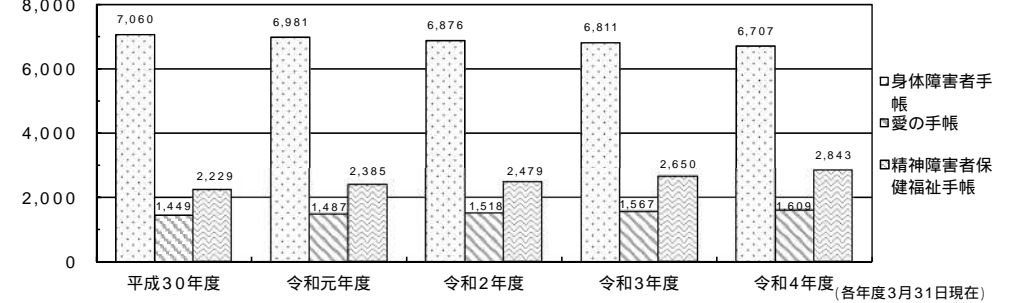
プランを着実に推進していくため、地域の関係機関から構成される「自立支援協議会」を活用した実施状況の点検、評価を行い、課題等がある場合は随時対応を行うことや区の関係部署との連携などにより、プランの推進に取り組みます。

第2章 障がい者・障がい児等を取り巻く状況(P.9～69)

手帳所持者数

平成30年度から令和4年度の5年間で、身体障害者手帳所持者は353人減で減少傾向にありますが、愛の手帳所持者は160人増、精神障害者保健福祉手帳所持者は614人増で約1.3倍と増加傾向にあります。

各手帳所持者数の推移



障がい者実態調査

障がい者総合プランを策定するに当たり、令和4年10月に障がい者実態調査を行いました。

区分	配布数	有効回収数	有効回収率	
在宅者	身体障害者手帳所持者	4,956通	2,367通	47.8%
	愛の手帳所持者	1,204通	547通	45.4%
	精神保健福祉手帳所持者	2,016通	788通	39.1%
	難病患者	1,261通	633通	50.2%
	障害児通所支援利用者	292通	140通	47.9%
	医療的ケア児等	313通	166通	53.0%
施設入所者	身体障害者手帳所持者	17通	11通	64.7%
	愛の手帳所持者	100通	63通	63.0%
事業所	障害福祉サービス等事業所	148通	90通	60.8%
合計	10,307通	4,805通	46.6%	

第3章 プランの基本的な考え方(P.73～78)

基本理念・基本目標・基本方針

「荒川区基本計画」における基本理念や方向性と整合を図りつつ、住み慣れた地域で誰もがお互いに支え合い、その人らしく安心して暮らし続けることができる「ノーマライゼーション社会」を実現していくため、基本理念・基本目標・基本方針を継承します。

基本理念 誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち あらかわ ～生涯住み続けられる地域社会の実現～

基本目標1 誰もが安心して共に暮らせる基盤づくりの推進	基本方針1 障がい者の相談・支援体制の充実
	基本方針2 バリアフリーの推進
基本目標2 健やかな暮らしと成長を支える福祉・医療サービスの充実	基本方針3 障がい者の住まい・日常生活に対する支援
	基本方針4 障がいのある子どもの健全育成
基本目標3 地域で自分らしく輝くための環境づくりの促進	基本方針5 障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生

荒川区障がい者総合プラン(案)【概要版】

第4章 基本理念等に基づく施策について(P.79～131)

基本方針1 障がい者の相談・支援体制の充実

施策名	主な内容
総合的な相談支援体制の充実【重点】	・重層的支援体制整備事業の検討 ・地域生活支援拠点等コーディネーターの配置【新規】
計画相談支援・障害児相談支援	・モニタリング結果の検証による相談支援事業所の質の向上
福祉施設入所者等の地域生活への移行の推進【重点②】	・自立支援協議会の地域移行部会等による意向調査や地域移行に向けた障害福祉サービスの利用促進
虐待防止対策の推進	・虐待防止センターの運営による通報や相談体制の継続 ・パンフレットの配布や虐待防止講演会による理解促進
成年後見制度の利用支援等	・成年後見制度の理解促進や利用時の手続きの支援・費用の助成等の継続
自立支援協議会の運営	・協議会等における個別の事例の検討を通じた地域課題の抽出・把握、支援体制の強化等
自殺予防の推進	・SNSを活用した発信など、年齢層に応じた情報発信による啓発
震災時等への備え	・避難行動要支援者名簿登録者の「個別避難計画」の作成率の向上【充実】

基本方針2 バリアフリーの推進

施策名	主な内容
意思疎通支援の充実【重点】	・手話通訳者等の派遣回数制限撤廃など制度の点検や安定的な運営【充実】
バリアフリーの環境整備	・荒川区バリアフリー基本構想(更新版)に基づくバリアフリー化の推進
障がい者差別の解消【重点④】	・区民・事業所への障がい理解を図るための普及啓発

基本方針3 障がい者の住まい・日常生活に対する支援

施策名	主な内容
グループホーム等の居住支援の推進【重点】	・障がい者グループホーム等施設整備事業等による重度障がい者を受け入れるグループホームの確保の推進
グループホームの運営支援	・運営費の補助等による安定的な運営や支援体制を確保
医療費の助成、健康管理の支援	・ホームページやパンフレットの配布等の適切な事業周知
こころの健康管理支援の体制整備	・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築に向けた関係者との連携強化、状況把握や分析等の検討
荒川ばん座位体操の実施	・養成研修等によるリーダーの養成や事業の周知
在宅系サービス等の提供	・福祉サービス等の利用を必要としている方への適切な情報提供 ・ヤングケアラーチェックリストの作成【充実】
本人、保護者への経済的支援	・心身障害者福祉手当の精神障がい者への対象拡大【充実】
利用者負担軽減	・利用者や事業所への制度の周知及び適切な運用の実施

基本方針4 障がいのある子どもの健全育成

施策名	主な内容
障がい児支援の充実【重点】	・荒川たんぼセンターの児童発達支援センター化及び定員拡大【新規】 ・荒川たんぼセンターを中核としたインクルージョン体制の推進【充実】
障がい児の保育・教育	・保育園への受入れ協力や職員の技能向上による保育の場の確保
学齢期の子どもへの支援の充実	・特別支援学級の適正配置の検討や支援者の研修等による支援の質の向上
医療的ケア児等の支援【重点】	・医療的ケア児等支援協議会を通じた課題共有や支援策の検討 ・医療的ケアや重症心身障がい児等の外出支援に向けた環境整備【新規】

基本方針5 障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生

施策名	主な内容
生活介護・自立訓練・生活訓練等	・障がい者グループホーム等施設整備事業による重度障がい者の日中活動の場の確保の推進
機能訓練	・理学療法士や作業療法士などの多職種によるチームでの支援
施設入所支援・障害児入所支援	・ニーズ把握及び適切な支援のため、関係機関との連携の推進
就労支援の強化【重点】	・重度障害者等就労支援特別支援事業の活用【新規】
福祉的就労の支援	・新たな販路の拡大など、平均賃金向上への支援の実施
同行援護・行動援護・移動支援	・移動支援事業における事業所とのマッチング支援等の事業充実 ・ 同行援護における資格取得費用の助成の実施【充実】
交通機関等の利用支援、車の運転に係る支援	・難病患者への支援の充実に向けた通院支援の実施【新規】
パラスポーツの推進	・ハートフル運動会の開催支援による社会参加の促進 ・パラスポーツを支える仕組みづくりの推進
文化芸術活動の促進【重点】	・作品の発表の場の拡大による環境づくりへの取り組み
地域活動支援センターの運営	・様々なプログラムの提供による自立と社会参加の促進
障害者福祉会館の運営	・様々な方との交流の場となるよう施設を運営

第5章 荒川区障がい福祉計画及び障がい児福祉計画における成果目標・活動指標(P.133～161)

成果目標及び活動指標

令和8年度までに達成すべき目標として以下の7つの目標「成果目標」を設定し、その目標の達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標で「活動指標」を定めます。

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第3回策定委員会における各委員の主なご意見

内容	該当部分	頁
<p>○今後の方向性について、毎年しっかり行われるだろうかということを中心に検証を行い、最後の年にすべて達成できるようになっていったらよいと思う。</p>		
<p>○地域生活拠点等コーディネーターは、地域移行を進めていくためには、配置が必要だと感じている。また、行政に求めるだけでなく、事業所側でも人材育成などに取り組んでいきたい。</p>	<p>○拠点機能事業所等との連携強化など、中心的な役割を担う「地域生活支援拠点等コーディネーター」の配置について記載。</p> <p>【第4章 第3節 施策1 - (1)】</p>	<p>P 8 4 ~ P 8 6</p>
<p>○就労について、雇用主の受け入れ体制が課題となっており、身体障がい者のバリアフリーは進んでいると思うが、知的障がいや精神障がいについて、企業側の理解が進んでいないと感じる。</p>	<p>○企業向け障がい者雇用促進セミナーの開催による障がい者理解の促進及び雇用機会の拡大について記載。</p> <p>○重度障害者等就労支援特別支援事業の活用について記載。</p> <p>【第4章 第5節 施策5 - (4)】</p>	<p>P121 P122</p>
<p>○雇用側のサポートは就労中あるが、休憩時間や昼食時間のサポートが薄いと感じる。また、雇用側について、もっとサポートをしてほしいなどの相談先やすり合わせをどこに言えばいいかわからない。</p>	<p>○働きづらさを感じている方に対し、保健所の保健師、障害者手帳がない方は、就労支援課のわかもの就労サポートデスク、障害者手帳取得者には、じょぶあらかわが相談窓口となり、各々関係機関と連携を図りながら、支援に取り組むことについて記載。</p> <p>○重度障害者等就労支援特別支援事業の活用について記載。</p> <p>【第4章 第5節 施策5 - (4)】</p>	<p>P121 P122</p>

令和5年度第3回 荒川区障がい者総合プラン策定委員会議事録

開催日：令和5年10月12日（木）

時 間：午後3時より

場 所：サンパール荒川4階 第2・第3集会室

事務局：

それでは高野副委員長は遅れていらっしゃるということで、お時間になりましたので始めたいと思います。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

資料の確認（資料1.プランの素案の概要、資料2.素案の本文、参考資料1.2と、これまでのご意見や議事録）

事務局：

では初めに本委員会の議長であります委員長からご挨拶をお願いいたします。

委員長：

皆様におかれましてはお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。事務局より事前に皆様方へ荒川区障がい者総合プランの素案をお送りさせていただきましてご一読いただいたかと思いますが、本日は改めて事務局から障がい者総合プラン素案についてご説明いただき、皆様からご意見・ご感想をいただければと思っております。皆様のご協力をいただきながら、活発かつ充実した議論が行われればと存じますのでどうぞよろしくをお願いいたします。

事務局：

委員長ありがとうございました。今後の進行につきましては荒川区障がい者総合プラン策定委員会設置要綱に基づきまして委員長に一任をさせていただきます。それでは委員長よりお願いいたします。

委員長：

それでは議事に入らせていただきます。次第3.障がい者総合プランの素案について事務局からご説明をお願いいたします。

事務局：

それでは素案の説明をさせていただきます。通しの説明ですと量が多くなっておりますので、まずは第1章から第4章までを説明させていただきます。一度ご質問をいただいた後に第5章という流れでご説明させていただきたいと思っております。

それでは資料1と2の説明です。まず素案の目次があり、本プランの構成は1章から5章と資料編となっております。

まず1ページ、第1章.策定の概要となっており、第1回の策定委員会の際にも説明をさせていただきましたので詳細は割愛をさせていただきますが、7ページまでの間で策定の趣旨やプランの位置付け・対象・プランの期間などを記載しております。

続きまして9ページ、第2章.障がい者・障がい児等を取り巻く状況についての章です。こちらにつきましても第1回と第2回の策定委員会で既に説明をさせていただいた内容が記載されております。11ページからは第1節.障がい福祉に関する制度・施策の変遷についてプランの計画期

間にあった区の取り組みなどを時系列で記載をしております。少し飛びまして19ページ、第2節.統計資料から見る状況ですが、区の人口や障がい者手帳所持者の推移などを記載しております。飛びまして25ページ、令和4年度に実施いたしました障がい者実態調査の結果と概要を記載したものです。こちらにつきましても既に第2回の策定委員会で説明をさせていただきましたので内容は割愛させていただきます。

続きまして少し飛びまして71ページ、第3章.プランの基本的な考え方について記載をしております。こちらにつきましても前回の策定委員会で示したましたが、基本理念・基本目標・基本方針については前回の障がい者総合プランを継承しつつ、基本方針に紐づく各施策において新しい取り組みや充実を図っているものです。また77ページ・78ページにつきましては国の基本指針の主な見直し内容をまとめたものを記載しております。

次に79ページ、第4章.基本理念等に基づく施策について説明させていただきます。81ページ、施策の体系図を記載しております。網掛けとなっている9か所の施策につきましては、区の優先度の高いものとして重点施策に位置付けるものでして、82ページ・83ページ、考え方や方向性を記載しております。こちらにつきましても前回の策定委員会で示したのものとなっております。

次に各施策の説明となりますが、時間の都合上、主な施策について説明させていただきます。まず84ページ、「総合的な相談支援体制の充実」ですが、資料としましては(1)主な現行事業、(2)現状課題、(3)今後の方向性といった作りになっております。以降では(3)方向性について主に説明をさせていただきます。86ページ、こちらの主な今後の方向性ですが一つ目の○、基幹相談支援センターによる相談支援事業所や関係機関からの相談に対する専門的な支援・助言やネットワークの構築・強化など、相談支援体制の強化に取り組んでまいります。三つ目の○、地域生活支援拠点等の連携強化や地域生活支援の体制整備の中心となる地域生活支援拠点等コーディネーターの配置を行うことや、四つ目の○、一層の安心・安全な運営を確保するために、支援センターアゼリアの建て替えの検討などについて取り組むこととしております。

続いて93ページ、「震災等の備え」ですが、現状と課題につきましては、二つ目の○、先ほど申し上げた実態調査の結果につきまして一人で避難できない、さらに援助者がいないという方が確認できているという状況です。また次の94ページ、一つ目の○、令和4年度に災害時に人工呼吸器の使用ができるように日常生活用具の品目の拡大を行っております、(3)今後の方向性ですが、避難所での避難訓練や備蓄品等を強化するとともに、三つ目の○、避難の支援が必要な方を把握し、災害時の対応を迅速に図る、避難行動要支援者登録事業について随時登録しつつ、登録を受けた方に係る災害時の支援に必要な情報をあらかじめ記載するものとなる個別支援計画の作成率向上を図ってまいります。

次に95ページ、「意思疎通支援の充実」ですが、前回までの委員会でもご意見がございました手話通訳派遣制度の見直しなどが課題となっております、96ページ、今後の方向性では二つ目の○、手話通訳者等の派遣事業について要望に応じた派遣が円滑に行えるよう、年10回までとしている派遣回数制限を撤廃するとともに、制度の安定的な運営に向けて手話講習会を開催するなど人材育成に取り組んでまいります。

次に101ページ、「グループホーム等の居住支援の推進」でございますが、令和5年度におきましては重度障がい者グループホームに対する施設整備補助を開始しておりますが、102ページの今後の方向性では、障がい者グループホーム等施設整備事業の制度周知等を行うほか、課題でございます建設用地の確保につきましても、公共用地の活用を積極的に検討するなど、重度障がい者を受け入れるグループホームの確保を進めてまいります。

108ページ、「在宅系サービス等の提供」についてです。(3)今後の方向性のところの一番

下の○、自らがヤングケアラーであるという認識をしていない場合もあるので、関係者が「気づく」ということに対し、チェックリストを作成し確認を行って支援につなげます。

110ページ、「本人、保護者への経済的な支援」につきまして、前回の委員の方からも精神障がい者の経済的困窮についてご意見がありました。が、(3)今後の方向性では、精神障がい者の経済的支援のため、心身障害者福祉手当について精神障がい者への対象拡大する旨を記載しております。

続きまして112ページ、障がい児支援の充実ですが、113ページの今後の方向性をご覧いただきますと、一つ目の○、荒川たんぽぽセンターを『児童発達支援センター』へ充実をさせて地域の障害児通所支援の中核的な拠点とし、専門的な支援の機能強化や他の障害児通所支援事情所への援助・助言、関係機関との連携体制の強化等を行いまして、地域全体の支援体制の強化を図ってまいります。また併せて療育定員の拡大を行いまして、障害児通所支援の利用者の受け皿の拡大を図ってまいります。5つ目の○、インクルージョン推進のため、荒川たんぽぽセンターの児童発達支援センター化を図りつつ、児童発達支援センターが保育所等訪問支援の実施や保育所等の障がい児への支援の協力を行うなど、インクルージョン推進体制の中心となって関係機関との連携体制の構築・強化を図ってまいります。

次に116ページ、「医療的ケア児等の支援」についてです。この施策では医療的ケア児等を支援する事業をまとめておりまして、(2)現状と課題にも記載をしておりますが、「医療的ケア児等支援協議会」の設置や医療的ケア児等コーディネーターの配置、医療的ケア児等家庭家事サポートの実施など事業を実施しております。(3)今後の方向性、二つ目の○、医療的ケア児等地域コーディネーターや医療的ケア児等家庭家事サポート事業、留守番看護派遣事業など、必要な方が必要な時に支援を受けられるよう、医療的ケア児等支援に係る事業の情報発信を行い、医療的ケア児やその家族の方が、地域において安心して生活を営める体制を構築してまいります。また四つ目の○、医療的ケア児等の方はストレッチャーや車いすなど非常に苦勞する方がいらっしゃいますので、外出支援に向けた環境整備を行う旨の記載をしております。

121ページ、「就労支援の強化」でございます。122ページに記載しております今後の方向性ですが、一つ目の○、令和8年度までに障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げとなるなど、障がい者の雇用が求められる企業の範囲が拡大される中、『じょぶあらかわ』による就労及び生活面での支援を行うとともに、就労移行支援や就労定着支援事業所などとの関係機関との連携を強化し、障がい者の就労への支援体制の強化を図ってまいります。また三つ目の○、就労を希望する障がい者のニーズや社会状況に対応し、本人の希望や能力に沿ったよりきめ細かい支援を提供するため、新たな障がい福祉サービスとして「就労選択支援」が新設されることとなっております。サービスを実施する事業所と関係機関との連携体制を構築しまして、さらなる就労支援の強化を図ってまいります。最後の○では国の事業ですが、「重度障がい者等就労支援特別支援事業」について、重度障がい者等の就労やその移動におけるニーズを把握し事業の活用を行っていく旨の記載をしております。

125ページの「同行援護・行動援護・移動支援」につきましては、移動支援の利用者のニーズを把握するとともに、移動支援を実施する事業とのマッチングを支援するなど、事業を充実してまいります。同行援護につきましてもヘルパーの確保・質の向上を図るため研修制度の周知を図るなど人材の確保・育成に努めてまいります。

次に126ページ、「交通機関等の利用支援、車の運転に係る支援」におきましては(2)現状の課題で記載しておりますが、障がい者実態調査から難病患者の医療費の負担ですとか専門的な医療機関が近くにないなどの現状確認ができており、(3)今後の方向性では難病患者の支援の充実に向けまして、難病患者を対象とした通院支援を行う旨の記載をしております。以上、雑駁で

はございますが、まず1章から4章までの説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

委員長：

これまで事務局から説明があったことに関しましてご質問等ありますでしょうか。かなり膨大な量なのでなかなか追いつかないものもあったかと思いますが。

それでは私から。事務局から説明のあった今後の方向性につきまして、方向性が決まっているところで、毎年ちゃんと行われるだろうかということをきちんと検証して、最後の年にすべて達成できるようになっていったらよいと思います。これに関しまして委員の皆様方に毎年検証していただいて、これがきちんと行われているかのチェックを是非お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。今後の方向性のところをよく見ていていただいて、毎年のチェックを怠らないようにすることは非常に大切だろうと思います。それが障がい者の皆様に恩恵として返っていくものだと思いますので、是非とも皆様目を凝らしてチェックをしていただきたいと思います。ご意見ございますでしょうか。

委員：

方向性のことが話題なのですが、今126ページについて、ちょっと気になることを質問させて下さい。新規で行われる難病患者への支援の充実に向けて「難病患者を対象にした通院支援を行います」と記載してあるのですが、障がい者や難病患者にとっても通院支援が必要なのです。ここに65歳以上という壁が出てきて、障がい者の方がサービスを受けようとしても介護保険の方にあると言われてしまい、そちらで行って下さいという事例が私たちの患者会で出たのです。今まで障がい分野の方でやっていたものを高齢分野の方で対応して下さいと言われると、この通院支援では、本人、ALSの患者さんたちのように介助者が通訳をしなければならない場合が出てきたりする事もあります。その他にも身体の介助を必要とする人がいるので、この通院支援というものを、難病患者の人だけではないのですが、65歳以上の人も障がい者のサービスを受けられるかがちょっと気になるため、その点を教えて下さい。

委員長：事務局いかがでしょうか。

事務局：

障がいから介護への移行の話ですが、おっしゃる通り原則は65歳過ぎましたら介護の方に移行することになっておりまして、そのスムーズな関係に向けまして、例えば「地域包括支援センター」と関係をして情報をやりとりしたり、サービスの検証をしたりしてスムーズに移行ができるようにはしているところです。この今回実施する事業、サービスが65歳以上になった時にどうかというのは、今高齢者部門とも少し調整や検討が必要かだと思います。そういった課題をいただきましたので、中の方でも少し研究していきたいと思います。

委員： はい、ありがとうございました。

委員長：

庁内で検討していくというところでもよろしいでしょうか。万人にサービスが行き届くようにという形を出したのだらうと思います。貴重なご意見どうもありがとうございました。他にご意見ございますでしょうか。

委員：

この場でご相談してよい内容かどうかちょっと分からないのですが、今『王子特別支援学校』で様々な現状のデータを取ってしまっていて、結局就労していくことが一番大きな壁になっているのです。今、就労受け入れがこれからどんどん拡大していく中で、雇用主の受け入れる方の整備・態勢の部分で、身体障がい者に対してのバリアフリーですとか、様々なスムーズな移行に関しては充分色々あるのですが、精神・知的障がいに対するちょっとしたところでの精神的配慮や支援の部分はとても薄いというところが現状になっています。就労移行サービスの方たちですと移行した後、半年ぐらい見られるらしいのですが、今『王子特別支援学校』では、移行後3年間、就労先の雇用主と就労した児童・生徒・卒業生たちの状況を把握しながら様々なデータを取って下さっています。その中で一番大きいのが、雇用側と就労していく側の関係性であり、例えば知的障がい児というのは8時間の労働の中で、5時間30分ぐらいの業務を遂行する時間はきっちりサポートしてくれているそうですが、1時間の食事休憩や20分間の休憩時間、準備や帰り仕度というところは、当然自分で自立していないと就労することはできない状態です。それは良いのですが、そのちょっとした20分、1時間の昼食時にあった何らかの小さな衝動でもものすごく不安定になって、就労のその5時間30分に影響を及ぼすというのが知的障がい児であったり精神的に疾患を持った方たちです。そこの部分で雇用側に対してもっとこういうふうな配慮をしてほしいという気持ちと、それとは逆に、学校サイドでもうちょっとこの辺りまでボトムアップしてほしいという、その不安がとても大きくて、こういうことを一体どこに相談すればいいのか、いつも皆さんの議題に出るのです。どこに言えばこれらを調整してくれるのでしょうか。

委員長： いかがでしょうか。

事務局：

ご意見ありがとうございます。企業側の受け入れ態勢と就労される方の要望にギャップがあるというところですね。企業の説明会などで、求められるものが何であるかとかを説明する場はありますし、受け入れ企業に対する接触の場もありますので、そのような意見があることを伝えていくことは出来ると思います。国に要望なのか、行政としてどのようなことが出来るのかということがありますので、ご意見をいただきましたので中で検討したいと思います。

委員： よろしく願いいたします。

委員長：

確かに障がい者の就労に関しては、雇用主の方の教育をどのようにして行くかが一番のポイントだろうと思います。私の専門が筋ジストロフィーなので、ハローワークに行っても、結局雇用主の方が筋ジストロフィーと聞いて腰を引いてしまうというところでなかなか就労が難しい。そこに関してはやはり専門家の意見等を踏まえて講習会などをして、企業側をどのように教育していくかが一番のポイントではないかと思います。本当に貴重なご意見どうもありがとうございました。事務局もご検討よろしく願いいたします。その他ございませんでしょうか。

ないようでしたら素案の第5章.これは重点課題ですので積極的にご意見等いただければと思います。よろしく願いいたします。

事務局：

続きまして5章以降のご説明をさせていただきます。133ページからになります。第5章、成果目標・活動指標ですが、これは第2回の策定委員会におきまして説明をさせていただいておりますが、国の基本方針に基づいて各自治体で成果目標及び活動指標を設定するものとなっております。今回の策定委員会では前期計画の進捗状況までを説明させていただいたところです。

今回の素案では前期計画の実績評価に加えまして、令和8年度までに達成するものとして国が示した成果目標・活動指標について区の目標を設定しまして、その目標を達成するための方策などを記載しております。135ページ、成果目標について記載しております。国が示した成果目標は大きく7つありまして、それぞれを次のページ以降に記載しております。136ページ、(1)「施設入所者の地域生活への移行」についてですが、資料の見方は、両開きにしていただくと、左のページが令和3年度から5年度の前期計画の実施状況を記載したものとなりまして、右のページが今回策定する計画である令和6年度から8年度までの目標などを記載したページになっております。前回の策定委員会では、左のページにあります令和3年度から5年度までの実施状況をご説明いたしました。今回は内容が重複しますので実績については割愛させていただきます、右のページの今後の部分の説明をさせていただきます。

まず137ページ、「区の成果目標」ですが、国の成果目標をベースとして令和8年度末時点で令和4年度末の施設入所者数116人のうちの7人(6%)を地域生活へ移行するとともに、令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点入所者数から6人(5.2%)減少させることを目標として設定しました。実施状況は、地域移行者数は令和8年度までに7人の地域移行となるように数値を設定しております。施設入所者数も令和8年度までに6人減少となるよう設定いたしました。今後の取り組みや方策ですが、障害区分認定調査時にも、訪問する施設入所者に対しまして、地域で暮らして行きたいかどうかの意向確認をするとともに、施設から入所者に対する聞き取りを行いまして、地域移行の可能性の模索等を行い、移行の促進に取り組んでまいります。

続きまして138ページ、(2)「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」ですが、139ページ、今後の区の目標については精神障がいにも対応した包括ケアシステムの理念の下、保健医療・福祉関係者による地域課題の共有やその解決に向けた協議を行うとともに、協議の場における目標設定や評価を行いまして、地域のニーズに対応した支援体制の構築を目指すことを設定しております。また今後の取り組み及び方策ですが、精神障がいにも対応した包括ケアシステムの構築をより具体的に行うために、引き続き協議の場を通じて地域のニーズを把握するとともに、地域課題の共有や解決に向けた検討を行い、精神障がいの方が安心して暮らせる地域となるよう、支援体制づくりを行ってまいります。また協議の場においては、精神障がいの方にも対応した包括ケアシステムの構築に向けた目標設定や評価を行ってまいります。

続いて140ページ、(3)「地域生活支援の充実」ですが、141ページ、区の成果目標としましては二つありまして、まず一つ目、の地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実ですが、区の成果目標としましては、引き続き地域生活支援拠点の施設間及び職員間の連携を強化しまして、相談や緊急時の対応機能の充実や、地域一体となった支援体制を構築してまいります。の強度行動障がい者を有する障がい者への支援体制の充実については、今回の計画から新設された目標となっております。区の成果目標としては強度行動障がい者を有する障がい者が地域で生活していけるように支援ニーズの把握を図るとともに、関係機関との連携等支援体制の構築をしてまいります。今後の取り組み及び方策ですが、で自立支援協議会の相談支援部会のワーキンググループ等を通じて、課題共有やPDCAサイクルに基づいた運用状況の検証や検討を行ってまいります。四つ目の○、強度行動障がい者を有する障がい者については、支援ニーズの把握を行い

ましてそのニーズに基づいた支援体制の構築を検討してまいります。

続いて142ページ、「福祉施設から一般就労への移行など」についてですが、右の143ページ、区の成果目標ですが、つか国の基本方針に基づきまして記載の通り設定しているところです。実施状況の部分を見ていただきますと、それぞれの項目について、令和3年度の実績から何倍という形で令和8年度の目標値を設定しております。例えば就労移行支援事業等による就労移行者数につきましては、令和3年度の実績が53名ですが、令和8年度までに1.32倍としまして、令和8年度では70名が一般就労に移行する目標になっております。今後の取り組み及び方策につきましては、障がい者の法定雇用率の段階的な引き上げなどによって雇用の機会の拡大となりますので、『じょぶあらかわ』や就労定着支援事業所等の関係機関の連携を強化し、少しでも一般就労へ繋がるような就労支援体制の強化を図ってまいります。

続きまして145ページ、「区の成果目標」ですが、四つ設定しております。一つ目は児童発達支援センターの整備、二つ目は障がい児の地域社会への参加・インクルージョンの推進、三つ目は主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保、四つ目は医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置・コーディネーターの配置となっております。いくつか既に達成済みのものもありますが、今後の取り組み及び方策について主なものといたしましては、児童発達支援センターの整備では『たんぼぼセンター』を児童発達支援センターへと充実させまして、より専門的な支援の実施や障がい児通所支援事業所への専門的支援・助言・発達障がいの相談の窓口など、障がい児通所支援の拠点となるよう取り組んでまいります。また、『荒川たんぼぼセンター』による保育所等訪問支援等の実施を通じて保育所等と連係体制の構築を図りまして、インクルージョンの推進に取り組んでまいります。

続いて146、147ページ、「相談支援体制の充実強化」ですが、147ページ、区の成果目標です。二つ設けておりまして、一つ目が基幹相談支援センターの設置及び相談支援体制の充実強化等に向けた体制の確保となっております。既に区では基幹相談支援センターを整備しておりますが、引き続きそのセンターを中核として、相談支援体制の充実強化などに向けた取り組みの実施体制の確保を目指してまいります。二つ目は今回の計画から新設されたもので、自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域づくりとなり、自立支援協議会の部会において事例検討などを実施して、地域サービス基盤の開発・改善などを行うために必要な体制の確保を目指してまいります。今後の取り組み及び方策では、一つ目の○と二つ目の○では基幹相談支援センターを中核として専門的な助言・援助やモニタリング結果の検証などを通じまして、相談支援体制の充実強化に取り組んでまいります。また四つ目の○、地域サービス基盤の開発・改善などを行うために、自立支援協議会の部会において必要に応じて事例検討を行って、地域課題の抽出や改善に向けた検討を行ってまいります。

続いて148ページ、149ページ、(7)「障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築」ですが、149ページの区の成果目標といたしましては、障害福祉サービスなどに関わる区や事業所等の職員は、法律を念頭に、真に利用者が必要とするサービスの提供と、障害福祉サービスの質を向上させるための体制の構築を図ってまいります。今後の取り組み・方策ですが、一つ目の○、障がい福祉倶楽部については、事業所同士の情報交換の場、事業所の実態把握やその結果の共有など、掲示板やアンケートなど様々な機能を活用して、サービスの提供の質の向上に繋げていきます。三つ目の○、日々の請求業務の中や事業者連絡会を通じて、運営に関する課題やその解決方法を事業者と共有して指導・助言等を行い、業務改善を図るとともに処遇改善加算の取得に対する指導を行うなど、区全体のサービスの質の向上を目指してまいります。

次、150ページ、こちらは活動指標でいわゆるサービスの見込み量を記載しているものです。

見込み量ということで、細かい数字ですので、個々の説明は割愛させていただきますが、こちらの考え方としては、これまでの利用実績を踏まえて見込み量をそれぞれ積算し、設定しているものです。雑駁ではございますが、説明は以上になります。

委員長：

いかがでしょうか。国の方としては具体的な数字を前面に出してきておりますので、それを達成するのはかなり大変なことだろうと思いますので、やはり今後の方向性について、毎年各委員の方々は目を凝らしてチェックしていった目標達成が出来るように頑張りたいと思うのですが、いかがでしょうか。先ほどの雇用主の教育に関しては143ページのところに関連しているかと思っておりますので、その点は事務局の方ご検討よろしく願いいたします。

先ほど委員からご指摘いただいた65歳からの介護保険の問題に関しては、庁内でよく検討していただいて、平等性を貫くというのが一番基本ではないかと思っております。

委員：

ご説明ありがとうございました。今回のプランの素案は、新規や国が求めていることがかなり盛り込まれていて、本当に作る過程は大変だったのだろうと思います。また、予算も絡んできますのでこの予算確保も大変重要だと感じたところです。特に前回発言させてもらいましたが、重層的支援体制整備事業との絡みについても書き込んでいただいたことは感謝申し上げます。また地域生活支援拠点にコーディネーターを配置するというのも令和8年度の目標の中に書かれていますが、親なきあとの暮らしを支えるですとか、単身生活の方の地域生活を支えるというのは相談支援事業者だけではとてもできません。普段通所している事業者の皆さんとか、普段関わってくれているヘルパーの皆さんやご近所に住んでいる方のお力も借りながら、そういったことをコーディネートして行く側面があります。もう一つは目標値にもありますが、精神障がい長期入院している人は、荒川区では160人ぐらいいらっしゃるって、知的入所の方も、都内に住まれている方は沢山いらっしゃいます。そういった離れているところの方の地域移行を進めるために、どうしてもこのコーディネーターがいないとこの事業が進まないという実感を持っておりまして、令和8年の目標ですが、これから関係機関の皆さんとも相談しながら、役所に求めるだけでなく事業者としても出来ることを行って、またそういう人材を作っていくという観点も非常に大事だと思いますので、荒川区の方針に沿いながら、事業者でも人材の確保と育成を頑張っていきたいという感想を持ちました。以上です。

委員長：

他にございますでしょうか。ではご意見ご質問が無いようでしたら、荒川区障がい者総合プランの文言や数値等につきましては、全庁内の調整も必要かと思っておりますので、事務局に一任したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

では反対なしということで、事務局よろしく願いいたします。最後に事務局から今後の予定について説明をお願いいたします。

事務局：

今後の予定です。次第の一番下のところに記載があります通り、11月及び12月に福社區民生活委員会に素案を報告させていただきます。12月にパブリックコメントを実施する予定です。結果については、次回の第4回障がい者総合プラン策定委員会で報告させていただきたいと思っております。次回の開催は令和6年1月18日(木)15時から予定しております。場所は本日と

同じサンパール荒川4階、第2・第3集会室となっておりますので皆様どうぞよろしくお願いたします。以上になります。

委員長：

では、以上をもちまして、第3回の荒川区障がい者総合プラン策定委員会を終了させていただきます。皆様にご協力をいただきまして、円滑な会議を進めることが出来ましたことを感謝申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

以 上